

熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事

入札資料に関する 質問に対する回答書

第 2 回 (追加回答)

平成 2 4 年 8 月 1 6 日

財団法人 熊本県環境整備事業団

4. 要求水準書への質問に対する回答

| No. | 頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----|-----------|--|--|
| 17 | 28 | 2.3.2(2)ウ | 「将来的に太陽光発電設備を設置する可能性がある」とありますが、維持管理業者が発電設備を設置して発電事業を実施し、維持管理費に反映させることは可能でしょうか。 | 維持管理に必要と見込まれる電力量の範囲内で太陽光発電設備を本工事で設置し、発電した電気の自家消費や省エネルギー機器の採用などにより維持管理費を低減することは可とします。ただし、維持管理業者が発電事業を実施し、維持管理費に反映させることは不可とします。 なお、覆蓋施設に大規模太陽光発電設備を設置する場合の発電事業者は、今後、選定する予定です。 |
| 29 | 49 | 2.6.6(2) | 30KW以上の太陽光発電設備を設置することとなっていますが、埋立地の覆蓋施設上を利用することは可能でしょうか。 | 可とします。ただし、要求水準書に定めた太陽光発電設備が、今後、大規模太陽光発電設備を設置する場合に支障とならないように配慮してください。 なお、太陽光発電設備を覆蓋施設上に設置する場合にも、要求水準書P49の2.6.6に示したとおり、環境学習施設として、来訪者が当該設備を視認できるよう配慮してください。 |